

○酒田市立酒田看護専門学校学校評価規程

(令和7年4月1日告示第271号)

(趣旨)

第1条 この告示は、酒田市立酒田看護専門学校(以下「学校」という。)の教育理念、目的及び社会的使命を達成するとともに、学校運営及び教育活動等について継続的かつ循環的に点検及び評価を行うことによって教育活動の改善に努め、教育の質の保証と向上を図ることを目的に、酒田市立酒田看護専門学校学則(平成21年規則第43号)第26条に規定する自己点検及び自己評価並びに学校関係者評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自己点検評価委員会の設置)

第2条 自己点検及び自己評価(以下「自己点検評価」という。)を適切かつ円滑に行うために、自己点検評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(委員の構成)

第3条 評価委員会は、副学校長を委員長として、学校の全ての教職員で構成する。

(委員会の所掌事項)

第4条 評価委員会は、自己点検評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 自己点検評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること。
- (2) 自己点検評価の集計・分析に関すること。
- (3) 自己点検評価報告書の作成に関すること。
- (4) 自己点検評価結果に基づく改善策の提案に関すること。
- (5) 自己点検評価結果の公表に関すること。
- (6) その他自己点検評価の実施について必要な事項に関すること。

(自己点検評価項目)

第5条 学校の自己点検評価項目は、次に掲げる項目とする。ただし、評価委員会が必要と認めた場合は、これらのうちから数項目又は別の項目を選んだ上、先行して自己点検評価を実施できるものとする。

- (1) 教育理念・目的
- (2) 教育目標
- (3) 教育課程
- (4) 教育活動(授業評価を含む。)
- (5) 経営管理
- (6) 入学
- (7) 卒業・就業・進学
- (8) 地域社会
- (9) 研究

(10) その他学校長が必要と認める事項

(自己点検評価の実施)

第6条 自己点検評価を実施する時期は、原則として、当該年度の3月末までとする。

2 自己点検評価は、副学校長の指揮のもと、第4条で定めた基本方針、実施体制に基づく責任と役割を教職員それぞれが十分認識し、誠実に取り組まなければならない。

(自己点検評価結果の報告)

第7条 委員会は、自己点検評価の結果をまとめ、自己点検評価書を作成し、学校長に提出するものとする。

(改善努力)

第8条 学校長は、自己点検評価書を受けて、これを全ての教職員に周知し、必要な改善努力をするものとする。

(自己点検評価結果の公表)

第9条 自己点検評価の結果については、学外へ公表しなければならない。

(自己点検評価結果の活用)

第10条 教職員は、自己点検評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価委員会)

第11条 自己点検評価結果に対する関係者による評価を行うため、学校関係者評価委員会(以下「関係者委員会」という。)を設置する。

2 関係者委員会は、教育活動及び学校運営の状況についての自己点検評価の結果を踏まえた評価を行い、報告書を作成し、学校長に提出する。

3 学校長は、関係者委員会の意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

(組織)

第12条 関係者委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、学校長が選任する。

(1) 卒業生

(2) 地域の有識者等の学校関係者(学校の教員を除く。)

(3) 教育後援会の役員

(4) 学校長が必要と認める者

(任期)

第13条 委員の任期は、選任の日から4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第14条 関係者委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学校長が指名する。

- 3 関係者委員会は、校長が招集し、委員長がその運営に当たる。
- 4 学校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(学校関係者評価結果の公表)

第 15 条 学校長は、学校関係者評価の結果について、関係者委員会の承認を受け、学外へ公表しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 関係者委員会の委員の報酬及び費用弁償については、学校が定める基準により支払う。

(その他)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、学校長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。